

令和 2 年 3 月 6 日
生活支援部医療保険課

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

1 協議の理由

東京都後期高齢者医療に係る令和 2・3 年度の保険料改定にあたっては、都広域連合及び関係市区町村が協議の上、これまでに引き続き、関係区市町村の一般財源の負担による保険料軽減対策を講じることとした。一般財源での負担については、都広域連合規約に規定されており、令和 2・3 年度分の保険料軽減対策について、規約の一部を変更するもの。

規約の変更は、地方自治法の規定により、関係区市町村の協議によりこれを定め、都知事あて届出を行うものであり、本協議については、関係区市町村の議会の議決を経る必要がある。

2 規約変更の概要

令和 2・3 年度の 2 年間の時限措置として、下記項目について、関係区市町村の一般会計からの負担割合を 100%とする規約を附則に規定する。

- (1) 審査支払手数料相当額
- (2) 財政安定化基金拠出金相当額
- (3) 保険料未収金補填分相当額
- (4) 保険料所得割減額分相当額
- (5) 葬祭費相当額

3 施行期日（都広域連合規約）

令和 2 年 4 月 1 日

[参考] 令和 2・3 年度保険料率

	R2・3年度	軽減対策なし	比較増減
均等割額	44,100円	46,700円	△ 2,600円 (△ 5.6%)
所得割率	8.72%	9.41%	△ 0.69 P (△ 7.3%)
一人当たり平均保険料	101,053円	107,077円	△ 6,024円 (△ 5.6%)

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

現行	改正案																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>平成30年度分及び平成31年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合			<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合		
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																

高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
---	----------

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成30年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
---	----------

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。

別表第1・別表第2 (略)

とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率について

【保険料率】

	R2・3年度	H30・R1年度	増減	増減率
均等割額	44,100円	43,300円	800円	1.8%
所得割率	8.72%	8.80%	△0.08 P	△0.9%
一人当たり 平均保険料額	101,053円	97,127円	3,926円	4.0%

< 保険料算定の設定条件 >

- 被保険者数は、令和2年度を159.6万人（伸び率1.59%）、令和3年度を160.8万人（伸び率0.75%）と推計。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、診療報酬改定を含め0.40%と推計。
- 後期高齢者負担率は、厚生労働省通知に基づき11.41%とする。
- 平成30年度税制改正に伴い、令和3年度の所得総額を40億円減と見込む。
- 被保険者の所得の伸び率を-1.16%とする。
- 平成30年度・令和元年度の財政収支に係る剰余金を186億円と見込む。
- 区市町村の保険料予定収納率を98.30%と見込む。
- 保険料の賦課限度額は、厚生労働省通知に基づき64万円とする。
- 保険料の抑制のため、区市町村の一般財源の負担による特別対策及び所得割独自軽減を実施する。（区市町村負担2か年で217億円）

【保険料軽減対策区市町村負担】

○4項目の特別対策	計 213億円	区市町村負担金合計 217億円（2年間）
・葬祭事業	約82億円	
・審査支払手数料	約68億円	
・財政安定化基金拠出金	0円	
・保険料未収金補填	約63億円	
○所得割独自軽減	約4億円	

【保険料額比較】

※公的年金収入のみの単身者で試算

公的年金 収入額	軽減割合					保険料額（年額）				
	均等割額 （国政令基準）			所得割率 （都独自軽減）		R1年度	R2年度	増加額 （年額）	R3年度	増加額 （年額）
	R1	R2	R3	R1	R2・3					
80万円	8割	7割	7割	—	—	8,600円	13,200円	4,600円	13,200円	4,600円
168万円	8.5割	7.75割	7割	50%	50%	13,000円	16,400円	3,400円	19,700円	6,700円
173万円	5割	5割	5割	25%	25%	34,800円	35,100円	300円	35,100円	300円
196万円	5割	5割	5割	—	—	59,400円	59,500円	100円	59,500円	100円
219万円	2割	2割	2割	—	—	92,700円	92,800円	100円	92,800円	100円
240万円	—	—	—	—	—	119,800円	119,900円	100円	119,900円	100円
922万円	—	—	—	—	—	620,000円	640,000円	20,000円	640,000円	20,000円